

国住政第 62 号

平成 30 年 10 月 30 日

公益財団法人

マンション管理センター 理事長 殿

国土交通省住宅局住宅政策課長



平成 30 年住生活総合調査への協力について (依頼)

日頃より住宅行政に格別のご配慮、ご協力をいただき、御礼申し上げます。
国土交通省では、平成 30 年 12 月 1 日現在で「平成 30 年住生活総合調査」を実施します。

本調査は、住生活全般に関する全国的な意識意向調査として昭和 35 年から 5 年ごとに実施しており、今回は 13 回目に当たります。統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく総務大臣の承認を受けて実施するものであり、結果は住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上での基礎資料として利用されます。

本調査に係る調査票等は、本年 11 月下旬に、国土交通省から委託を受けた民間調査機関の配布員がポスティングにより調査対象世帯へ配布し、調査対象世帯が郵送又はインターネットにより回答する方法により実施します。

つきましては、本調査の円滑な実施のため、管理組合の皆様に対し、下記について周知いただきますようご協力をお願いいたします。

記

1. 以下のスケジュールで平成 30 年住生活総合調査が実施されること
11 月 17 日～ 調査対象世帯に対する「調査のお知らせ」の配布
11 月 24 日～ 調査対象世帯に対する調査票の配布
12 月 1 日～ 調査票の回収（郵送又はインターネット）
2. 調査票等のポスティングのため、管理組合の皆様が管理する住棟に、配布員が立ち入ることについて、ご配慮いただきたいこと
※配布員は、平成 30 年住生活総合調査の「調査員証」を携帯しています。

以上

別添 1 : 平成 30 年 9 月 14 日付け国土交通省記者発表資料

別添 2 : 「調査のお知らせ」(サンプル)

問合せ先：国土交通省住宅局住宅政策課 内海
Tel:03-5253-8111(内線 39244) E-mail: utsumi-k92ta@mlit.go.jp
平成 30 年住生活総合調査ホームページ
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jyuseikatsu_sougou_chousa.html

平成 30 年 9 月 14 日
住宅局住宅政策課

住まい・住環境に対する評価をお聞かせください！ ～12月に「平成30年住生活総合調査」を実施します～

国土交通省では、居住者の現在の住まいに対する満足度、今後の住まい方の意向などを把握するため、12月に「平成30年住生活総合調査」を実施します。

ご自宅に調査票がポストイングされた場合には、調査にご協力をお願いします。お預かりした調査票は適切に管理し、本調査の目的以外に利用することはありません。

1 調査の目的

我が国における居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を5年ごとに総合的に調査し、居住者の現在の住まいに対する満足度、今後の住まい方の意向などの現状と推移を明らかにすることにより、国及び地方公共団体における住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上での基礎資料を得ることを目的としています。

2 調査の対象

総務省が10月に実施する「平成30年住宅・土地統計調査」※の対象世帯約320万世帯から無作為抽出した、約12万世帯を調査の対象とします。

両調査のデータを結びつけて集計・分析することにより、効率的に、住宅・世帯の実態と居住者の満足度・意向との関係性などを明らかにすることができます。

※住宅・土地統計調査（総務省）

：住宅及び住宅に居住する世帯の居住状況等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査で、総務省が5年ごとに実施しています。詳細は総務省HPを参照ください。

（総務省HP） <http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html>

3 調査の時期・方法

平成30年12月1日現在を調査時点として実施します。

11月下旬に、ポストイングにより調査票を配布し、郵送またはオンラインにより回収する方法により行います。

4 主な調査項目

- (1) 現在の住宅と、住宅まわりの環境の評価について
- (2) 現在のお住まい、以前のお住まいについて
- (3) 今後のお住まい方について

5 調査の体制

国土交通省が民間の調査会社に業務を委託し実施します。

(調査委託先)

ランドブレイン株式会社 西田・米村

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-2-10 平河町第一生命ビル

電話 03-3263-3811 F A X 03-3264-8672

6 調査結果の公表

速報を平成32年1月頃に、確報を平成32年8月頃に、国土交通省ホームページ等において公表する予定です。

※前回(平成25年)住生活総合調査については、下記よりご覧頂けます。

■調査結果(概要)

<http://www.mlit.go.jp/common/001104716.pdf>

■調査結果(詳細)

<http://www.mlit.go.jp/common/001104812.pdf>

■統計表(e-Stat)

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00600650&result_page=1

7 調査結果の利用

調査の結果は、国、地方公共団体等が住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上での基礎資料として利用されるとともに、広く国民一般の利用に供されます。

※前回(平成25年)住生活総合調査の結果は、「住生活基本計画(全国計画)」を検討するための基礎資料として活用されました。

■住生活基本計画(全国計画) (平成28年3月閣議決定)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000032.html

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局住宅政策課 内海・中澤(内線39-244、243)

電話 03-5253-8111(代表)、03-5253-8504(直通) F A X 03-5253-1627

平成30年住生活総合調査に御協力をお願いします。

国土交通省 住宅局

11月末から、お住まいのポストに調査票を配布させていただきますので、御協力をお願いします。

- 住生活総合調査は、全国の皆様に、住宅の住みごこちや、最近の居住状況の変化、これからの住まいの意向などをお伺いして、今後の国や地方公共団体の住宅政策を進めるうえでの貴重な基礎資料とするため、国土交通省が5年に一度行っているものです。
- 11月24日から11月30日の間に、調査受託機関の配布員がお宅のポストに調査票を投函します。

調査対象は、「住宅・土地統計調査」の対象となった世帯から抽出された世帯です。

- 先に御協力いただいた「住宅・土地統計調査」では、世帯の構成、住宅の実態、住み替えやリフォームの実績など、客観的な事実を中心にお伺いしたのに対し、本調査では、住宅・住環境に対する満足度、これまでの住み替えなどの目的、今後の住み替えなどの意向など、居住者の意識・意向を中心にお伺いします。
- 同じ世帯に両方の調査票を御記入いただくことで、例えば、世帯の人数及び住宅の床面積と、住宅に対する満足度及び今後の住み替えの意向がどのように関係しているかを把握することができます。調査対象の世帯の皆さまには御負担をおかけしますが、なにとぞ御理解をお願いします。

回答は、ご記入いただいた調査票を提出用封筒に入れて投函していただく方法、またはインターネットでご回答いただく方法をご用意しています。

- 以下の2つのうち、回答しやすい方法をお選びください。
 - ①ご記入いただいた調査票を投函していただく方法
※ご記入いただいた調査票を提出用封筒に入れて投函ください(切手は不要です)。
 - ②インターネットでご回答いただく方法

回答の期限について

回答期限は、平成30年12月10日(月)です。

回答いただいた内容は、統計を作るためだけに使われ、その他の目的に使われることは決してありません。

- 配布員をはじめ調査関係者は、統計法により、調査票の内容を他にもらしたり、統計を作る目的以外に調査票を使用することを固く禁じられています。

お問い合わせ先

平成30年住生活総合調査事務局
フリーダイヤル:0120-467-060